

枚岡中学校いじめ防止基本方針

東大阪市立枚岡中学校

令和 6 年 4 月 17 日

第 1 章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「人間尊重を基本に、共に支え合い共に高まろうとする心豊かな人間」の育成を教育目標の一つに掲げ、日頃からきめ細かな指導に努めると共に、人権教育や道徳教育を計画的に進めている。長年培ってきた指導の蓄積を元に、生徒一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される学校であるために、さらに、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称 いじめ不登校対策委員会

(2) 構成員

校長、教頭、首席、生徒指導主事、人権教育担当、教務主任、各学年主任（学年生指）、養護教諭、学級担任、支援学級担任 等

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

令和6年度 枚岡中学校 いじめ防止年間計画				
	1年	2年	3年	学校全体
4月	生徒・保護者へ相談窓口を周知 家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	生徒・保護者へ相談窓口を周知 家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	生徒・保護者へ相談窓口を周知 家庭訪問週間（家庭での様子の把握）	いじめ不登校対策委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有） 職員会議でいじめ事象の報告 「学校いじめ防止基本方針」のHP更新
5月	困つらアンケート実施	困つらアンケート実施	困つらアンケート実施 修学旅行に向けた取り組み（人間関係づくり）	職員会議でいじめ事象の報告 PTA総会で「学校いじめ防止基本方針」の案内 校区小中いじめ不登校連絡会議
6月	運動会（人間関係づくり） 困つらアンケート実施	運動会（人間関係づくり） 困つらアンケート実施	運動会（人間関係づくり） 困つらアンケート実施	職員会議でいじめ事象の報告
7月	保護者懇談（家庭での様子の把握）	保護者懇談（家庭での様子の把握）	保護者懇談（家庭での様子の把握）	職員会議でいじめ事象の報告 校区小中いじめ不登校連絡会議
8月				

9月	文化祭(人間関係づくり)	文化祭(人間関係づくり)	文化祭(人間関係づくり)	職員会議でいじめ事象の報告
10月	困つらアンケート実施	困つらアンケート実施	困つらアンケート実施	校区小中いじめ不登校連絡会議 上半期のいじめ状況確認 職員会議でいじめ事象の報告
11月	困つらアンケート実施	困つらアンケート実施	困つらアンケート実施	職員会議でいじめ事象の報告 校区小中いじめ不登校連絡会議
12月	保護者懇談 (家庭での様子の把握)	保護者懇談 (家庭での様子の把握)	保護者懇談 (家庭での様子の把握)	職員会議でいじめ事象の報告
1月	スキー学習(人間関係づくり)		困つらアンケート実施	職員会議でいじめ事象の報告
2月	困つらアンケート実施	困つらアンケート実施	進路指導を中心とした学級活動	職員会議でいじめ事象の報告
3月			入学生の状況について小学校との情報交換	校区小中いじめ不登校連絡会議 職員会議でいじめ事象の報告 職員会議でいじめ事象の報告 年度末総括会議

＊「困つらアンケート」とは、「困ったことやつらいことはありませんかアンケート」の略で、あえて、いじめに限定せず、学校や家庭での様々な問題、友人関係やその他のことも含め、困ったことや悩んでいることについて、さらに、自分のことだけでなく、友人のことでも気になることがあれば、相談し、知らせてほしいという思いに立ち、自由記述形式で行うものである。

5 取組状況の把握と検証（P D C A）

いじめ不登校対策委員会は、原則として毎月運営委員会で開催し、各学年の状況等について共通理解を図る。また、年間計画の作成、取組みの進捗状況の確認、気がかりな事象の検証、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しを行う。また、重篤な事象が発生した場合などは、必要に応じて開催し、事実確認や対応策、解決に向けた指導のあり方等について協議する。

第2章 いじめ防止

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒自身が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質

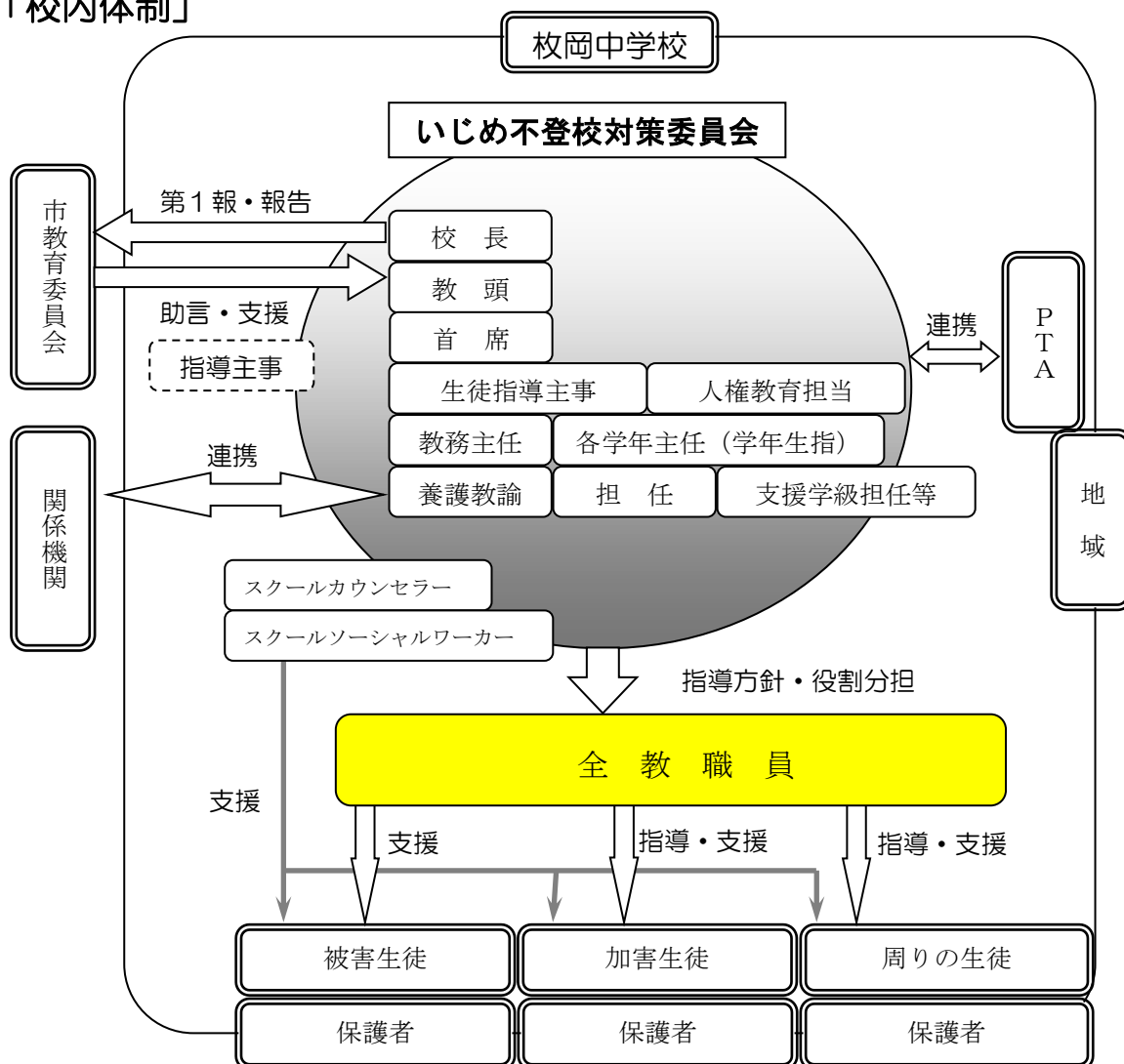
を高めていく必要がある。

例年、本校では、学校教育自己診断において、大半の生徒が「学校に来ることは楽しい」と答えている。しかし、その数値が90%、99%と高い数値を示しても、例えば、1人であつても「学校に来るのがつらい」「学校に来たくない」という生徒がいれば、そのことを我々教職員は重視しなければならない。悩みを抱えた生徒の気持ちに寄り添い、学校に来ることが楽しいと思えるようになるまで、全力を傾注しなければならない。とりわけ、いじめが原因と考えられる場合、生命にも関わる事象であるとの認識に立ち、事態の改善、解決に向け、学校総体として取り組んでいく必要がある。

言うまでもなく、学校は全ての生徒にとって安全で、安心できる場所であらねばならず、それは、身体的にも精神的にも保障されなければならない。我々教職員には、生徒の表情や変化を敏感にキャッチし、特にいじめに関係する疑いがある場合は、迅速かつ親身に対応する気構えが求められている。

生徒が安心できる環境は、友人からも先生からも自分が認められ、温かく受け入れてもらえていると実感できるところから始まる。そのような学級、学年、学校であるために、我々は、教科指導や生徒指導、部活動、学級活動や様々な行事、特別活動など、全ての教育活動を通じて安心できる環境作りを推進していかなければならない。

「校内体制」



2 いじめを防止するための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して、どの学級、どの学年でも起こりうることであり、人権に対する重大な侵害であると共に、生命にも関わる可能性が十分あること、早期発見、早期対応が重要であることを年度当初の校内研修（職員会議も含め）で確認する。また、いじめ防止研修を計画的に実施し、教員の意識を喚起し未然防止に努める。

生徒に対しては、道徳の授業や学級活動、様々な行事を通じて思いやりの気持ちを育み、いじめを許さない集団づくりに努める。また、つらいことや悩みごとがあれば一人で抱え込まず、必ず誰かに相談するよう呼びかけ、「困つらアンケート」、スクールカウンセラーについて年度当初に紹介する。

保護者に対しては、いじめ防止に向けた学校の方針を伝え、理解と協力を呼び掛ける。また、生徒の様子に不審な点を感じたり、登校を渋るような態度が見られた際は、すぐに学校に連絡するよう、学校だよりやホームページ、家庭訪問や懇談会、PTA 総会などの機会を利用して周知する。

校区の小学校との関係については、特に中学校入学時、新しい生活が支障なくスタートできるよう、入学前や入学後の状況について小中の教職員が連携して情報交換を行う。

地域に対しては、地域教育協議会などの機会を通じ、学校の現状や方針等を伝え、いじめ防止に向け協力を呼び掛けると共に、地域において生徒の不審な行動を見かけた際は、可能であればその場で注意し、すぐに学校へ連絡してもらうよう要請する。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
- (3) そのため、学活や終礼などの機会を利用して、仲間の良いところ探し、感想文の発表会などを行い、仲間の多様な個性や考え方を知り、互いの違いを良さとして認めあえる集団作りに努める。また、未来市民教育や道徳、人権学活などの授業において、誰もが様々な意見を述べることができ、そのような意見を聞くことが楽しいと思えるような学級づくりをめざす。

- (4) いじめが生まれる背景を踏まえ、

ア、指導上の注意としては、毅然とした指導は大切にしつつも、一人ひとりの生徒に寄り添う姿勢、先生は自分のことを大切に思ってくれているのだと感じられる心の温かさ、生徒の心に響く声かけを大切にしなければならない。課題のある生徒に対しては特に配慮する必要がある。

イ、分かりやすい授業づくりを進めるために、教材や指導法の研究を進めると共に、理解に時間のかかる生徒や学習意欲の低い生徒の学習意欲を喚起するため、机間巡視による指導や適切な声かけ、グループ学習、家庭学習のための課題準備、放課後学習への呼びかけなど、できる限りの支援を行う。また、間違えた解答をしても大丈夫だと思える学習集団であることが大切であり、そのような学級集団作りを進める。さらに、学級担任と教科担任、教科担任間の意思疎通や、共通理解に基づく指導を大切にする。

ウ、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるため、日々の学級活動や生徒会活動、委員会活動、部活動等の指導を行うと共に、運動会や文化発表会、遠足、宿泊行事、球技大会、意見発表会、学級内でのレクリエーション活動など、様々な生徒にスポットを当てることのできる多様な行事を計画的に実施し、生徒が自主的に活動し協力する姿勢を育む。

エ、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等を防止し、日頃の指導の在り方を見直すことも含め、いじめ防止研修や人権研修を計画的に行う。また、他の教職員の不適切な指導についてはやめさせ、当該生徒や保護者に適切に対応する。校長は学校全体の問題として対応する。

- (5) 生徒の自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、些細なことであっても、生徒の行いで良い点があれば、認め、褒め、評価することを、学校全体の大切な教育活動であると認識し、全教職員が意識して生徒の良い面や行動を見逃さず、積極的に褒めるようにする。
- (6) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、外部講師による講話を聞いたり、道徳の時間や人権学活で、いじめに関する教材や資料を元に、他人事ではなく自分のこととして考えることを重視した指導を行う。また、生徒会や学級活動などを通じて全校生徒が参加する形で、いじめ防止のための取り組みを進める。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員にはよりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。

- 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。
- 登校時の校門での様子、朝の学級での様子、授業中の様子、昼食時の様子、休み時間の様子等、生徒の様子について気を配り、普段と違う行動や、おどおどしたり、孤立している様子や、服の汚れ、負傷等が見られるような場合は、特に注意深く見守り、状況に応じ、本人に確認する。また、特定の生徒に対して、からかいや嘲笑等、嫌がらせと思われるような行為が行われていないか、十分気を配る。
- 教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有する。

上記のような気になる生徒の様子が見られた場合は、必ず、学年内で情報を交換し、適切に対応すると共に、生徒指導担当や管理職に連絡し、必要に応じて「いじめ不登校対策委員会」を開き、その後の対応について検討する。また、養護教諭やスクールカウンセラーとの情報交換も密に行う。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、最低 2 か月に 1 回程度は「困つらアンケート」を実施する。いつでも悩み事を受け付ける。スクールカウンセラーへの相談については、生徒指導主事が窓口となって受け付ける。

日常の観察としては、登校時、教室内、休み時間、放課後等、あらゆる時間帯、あらゆる場所において教職員が生徒の様子を観察し、気になることがあれば、すぐに他の教職員にも連絡し、必要に応じた対応を行う。休み時間の「立ち番」は、様々な問題事象の未然防止という観点から今後も継続する。

- (2) 保護者と連携して生徒を見守るため、学校で気になることがあれば電話連絡や家庭訪問などを適切に実施し、保護者との連絡を密に行う。特に、気になる生徒については、日頃から保護者との信頼関係づくりに努め、何でも話し合える関係の維持に努める。

また、地域と連携して生徒を見守るため、地域教育協議会青少年健全育成部会の会合や、枚岡神社秋郷祭の打ち合わせ会議等において、学校の状況や方針を伝え、協力を求める。また、夏休み中の校区巡視や秋郷祭の巡視活動を PTA の方々と共に行い、生徒の状況把握と必要な指導を行う。

- (3) 生徒や保護者、教職員が、いじめに関して相談できる体制として、生徒については「困つらアンケート」を、保護者については、随時、相談を受け付けることをホームページや学校だより等を通じて周知し、場合によればスクールカウンセラーを紹介する。教職員については、互いの意思疎通が支障なく行われ、困っていることを気軽に相談できるような関係であるよう、全員が意識して信頼関係を構築していく。また、管理職や生徒指導主事、学年主任は、教職員の様子に気を配り、異変を感じた際は積極的に声をかけ、状況を確認し、対応方策について必要な指示や助言を行う。

- (4) 学校だより、ホームページ、校内の掲示板、家庭訪問、懇談会、PTA の会合などを通じて、相談体制を広く周知する。また、相談体制が適切に機能しているか、保護者懇談での聞き取りや学校教育自己診断により、定期的に点検する。

- (5) 教育相談等で得た生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについて、個人情報保護の観点を踏まえ、適切に対応する。

第4章 いじめに対する考え方

1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

加害生徒については、ケースバイケースではあるが、保護者への連絡、いじめ不登校対策委員会での検討、市教育委員会への報告も含め、以下のように対応する。

レベルⅠ 言葉によるからかい、無視、等

学級担任や学年が状況を確認し、注意や指導を行う。

レベルⅡ 仲間はずれ、悪口・陰口、等

管理職、生徒指導担当を含めた学校全体で共通理解を図り、指導を行う。

レベルⅢ 暴言・誹謗中傷行為、脅迫・強要行為、暴力、等

警察や関係機関とも連携しつつ、校内での指導を基本として対応する。

レベルⅣ 重い暴力・暴言行為、重い脅迫・強要・恐喝行為、等

警察や関係機関と連携し、厳しい指導を行う

レベルⅤ 極めて重い暴力・傷害行為、脅迫・強要、恐喝行為、等

警察や関係機関と協議し、事件としての対応も含め、毅然と対応する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に対応する。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

(2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ不登校対策委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

(3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

(4) 被害・加害の保護者への連絡は、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守るという観点から、警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署に相談し、適切に援助を求める。

3 いじめられた生徒又はその保護者への支援

- (1) いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめ不登校対策委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラーの協力を得て対応を行う。

4 いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる生徒からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速に、いじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な指導を行う。

- (3) いじめた生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の形成に配慮する。

指導にあたっては、複数の教職員が連携し、場合によればスクールカウンセラーの協力も得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調したり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」、として行動していた生徒に対しても、そういった行為がいじめを受けている生徒にとって、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強めるものであることを理解させる。

「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝える。

- (2) いじめを認知した際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての生徒が互いを尊重し認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営を行うとともに、すべての教職員が支援し、

生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心して過ごせるよう努める。

そのため、認知したいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった生徒の指導を通じて、その背景や課題を分析し、これまでの生徒への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、生徒の成長を図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や文化発表会、校外学習等は、生徒が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、いじめ不登校対策委員会において対応を協議し、関係生徒からの聞き取り等の調査、生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった生徒の意向を尊重するとともに、当該生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、情報モラル教育を進めるため、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。